

豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業を活用した衛生管理強化のイメージ

【整備内容例】

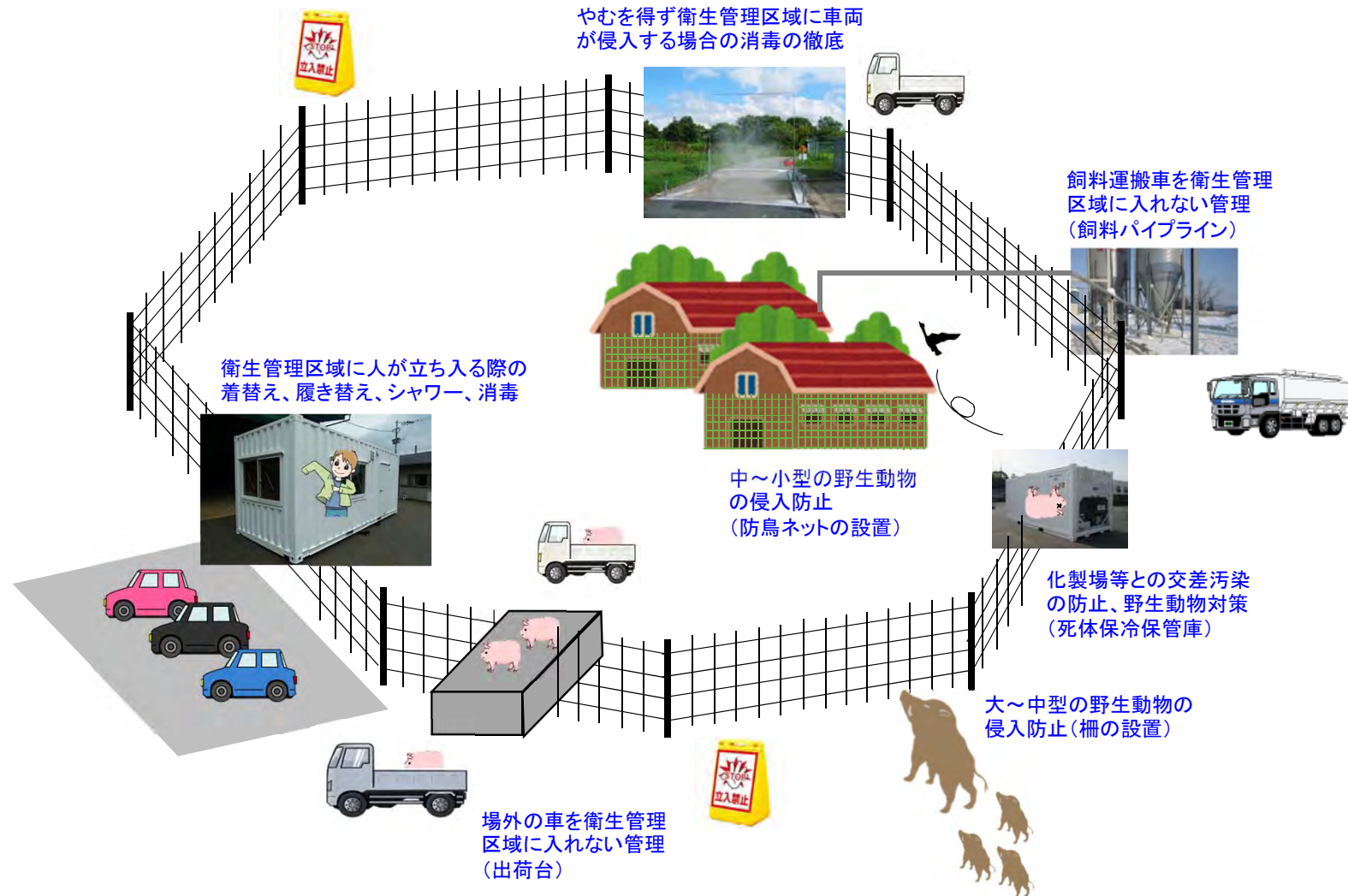
1. 農場の衛生管理区域の厳格区分

- ・更衣室・シャワーユニット
- ・パスボックス
- ・燻蒸庫
- ・出荷台
- ・車両消毒施設
- ・飼料搬入パイプ
- ・野生動物侵入防止フェンス
- ・注意喚起看板
- ・死体保冷保管庫
- ・高圧洗浄機

2. その他発生予防・まん延防止

- ・飲水消毒装置
- ・豚舎間通路
- ・防鳥ネット
- ・小動物侵入防止(壁等補改修)

※これらと同様の効果がある資材の導入も可能とすることで調整中



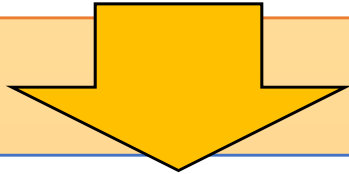
☞ 整備内容例をもとに、整備が必要な項目、見積り(上限枠なし)、農場内配置図等を記載した計画を提出いただき、専門家による現場確認等を経て精査・決定する仕組みを調整中

アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業

全国の養豚農場に対して野生動物侵入防止用の柵を整備し、万が一我が国にアフリカ豚コレラウイルスが侵入した場合であっても農場への侵入を確実に防止する体制整備を行うことが我が国の養豚業を維持する上で必要不可欠である。

これらの対策は、アフリカ豚コレラ対策であるが、豚コレラ対策としても同様であり、5月以降豚コレラ陽性野生イノシシの確認地点の拡がりを踏まえれば、明日にでも豚コレラが周辺県に侵入・発生しても不思議ではない状況であることから、緊急に対策を実施することとする。

(独) 農畜産業振興機構



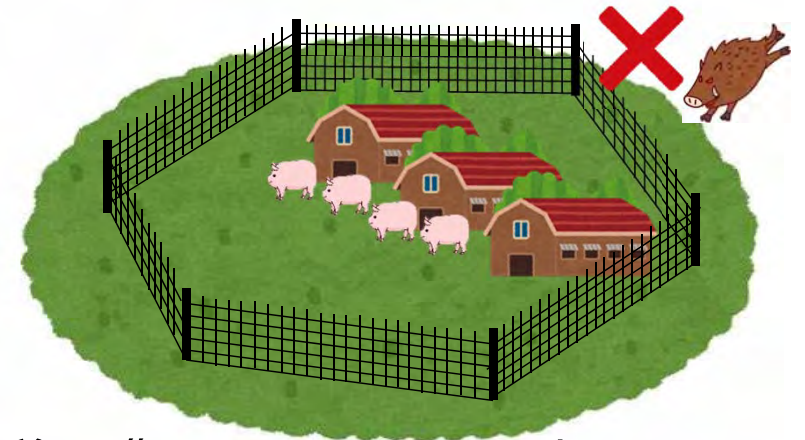
都道府県団体（事業実施主体）

【地域としての取組】

- ・ 地域内の養豚農場に防護柵を整備

【地域内参加者】

- ・ 地域内養豚農家



養豚農場の周囲に、野生イノシシ侵入防止用の柵を整備。

アフリカ豚コレラや豚コレラの農場内侵入防止を図り、地域の養豚振興に資する！！

【事業実施の状況】

- ・ 事業に参加する全41県の事業実施主体の選定を完了（不参加の6県は野生イノシシ未確認、別事業で対応済等）。
- ・ 柵の製造・販売業者の団体に対して、資材の供給等への協力を文書で要請。
- ・ 各県からの事業実施に関する質問に対して、Q&Aを整備して通知。

と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業のイメージ①

【と畜場】：豚及び野生イノシシにおける感染が確認されている県

【整備内容】

- ・車両消毒施設
- ・洗車場（舗装＋高圧洗浄機）
- ・係留施設・搬入口の消毒機器
- ・更衣室・シャワー室

エ

積み下ろし作業を行う者の着替え、履き替え、シャワー、消毒
（病気をと畜場に持ち込まない・病気を農場に持ち帰らない）



ア

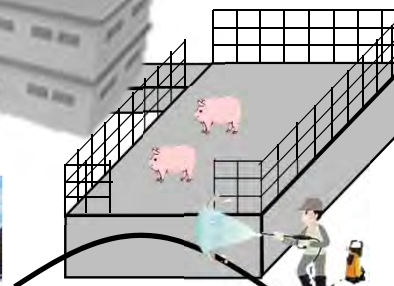
家畜運搬車両の消毒
（病気をと畜場に持ち込まない）



家畜運搬車両の消毒
（病気を農場に持ち帰らない）

ウ

係留施設・搬入口の消毒
（病気を農場に持ち帰らない）



イ

洗い流した糞尿による汚染防止
（病気を農場に持ち帰らない）



と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業のイメージ②

【その他の畜産関係車両が集合する施設】：野生イノシシにおける感染が確認されている県

＜対策前＞

車両によるウイルスの広域的な拡散のおそれ

➡ 野生イノシシの感染が確認されていない地域においても豚コレラが発生する可能性



＜対策後＞

感染イノシシ確認地域を通過する車両を消毒

➡ 野生イノシシにより汚染された環境から養豚農場
へウイルスが侵入するリスクを軽減



平成25年6月26日農林水産大臣公表
平成30年10月31日一部改正

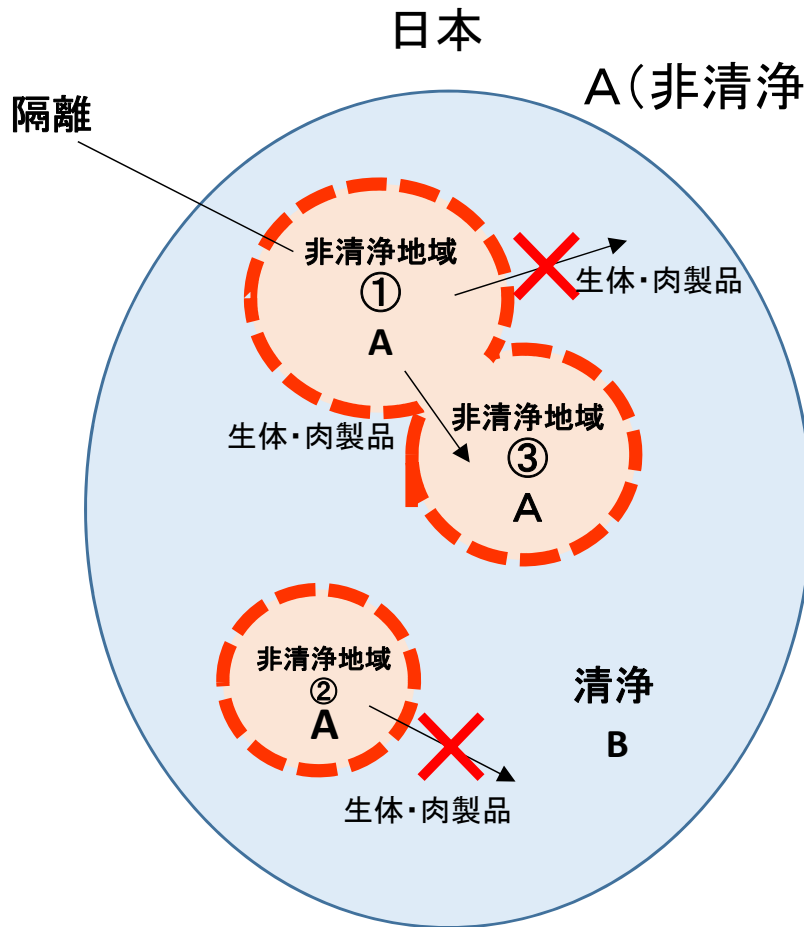
第13 ワクチン(法第31条)

- 1 豚コレラのワクチンは、感染を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。
- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する(なお、豚コレラについて予防的殺処分は認められていない。)。①埋却を含む防疫措置の進捗状況 ②感染の広がり(疫学関連農場数) ③環境要因(周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状况)
- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。①実施時期 ②実施地域 ③対象家畜 ④その他必要な事項(本病の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等)
- 4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。
- 5 農林水産省は、ワクチンについて、必要に応じて、更に研究・検討を進める。

一部非清浄国となる要件

国内の一部の地域(A)が、他地域(B)と防疫上も物流上(生体及び肉製品)も明確に、隔離され、別の国と同様の状況(ゾーニング、ボーダーコントロール)になっていることが必要。

Aの都道府県(防疫の主体)＝非清浄地域



A(非清浄地域)からB(清浄地域)に生体、肉、肉製品を出さない。

- ・県による流通管理
- ・肉にしない(と殺処分)

が必要

Bの地域＝清浄地域

・非清浄地域の生体、肉や肉製品が清浄地域に流出していないことが担保されている限り、輸出国との交渉によるが、輸出の継続が可能。

アジアにおけるアフリカ豚コレラの発生状況

初発生: 2019年1月9日
発生数: 11農場
豚、いのしし飼養頭数: 約3万1900頭

初発生: 2019年5月23日
発生数: 1村
豚、いのしし飼養頭数: 約260万頭

初発生: 2018年8月3日
発生: 156農場、6施設(と畜場)、
12村、6車両
最新の発生: 広西チワン族自治区
豚、いのしし飼養頭数: 約4億3500万頭

初発生: 2019年5月2日
発生数: 2施設(と畜場)
※同一のと畜場における発生
豚、いのしし飼養頭数: 約16万頭

初発生: 2019年8月1日
発生数: 1農場、2村
豚、いのしし飼養頭数:
約1800万頭

初発生: 2019年6月2日
発生数:
1農場、16村、1施設(市場)
豚、いのしし飼養頭数: 約387万頭

初発生: 2019年3月22日
発生数: 1農場、12村
豚、いのしし飼養頭数: 約193万頭

初発生: 2019年2月1日
発生数: 2616村、1施設(と畜場)
豚、いのしし飼養頭数: 約2740万頭

- : 2018年8月以降発生があった国、地域
- ✖ : アフリカ豚コレラ発生地点
- : アフリカ豚コレラ発生後、
疫区の封鎖が解除された地点
- ▲ : 野生いのししにおける
アフリカ豚コレラ発生地点

※赤字は更新箇所

※ 中国当局、OIE報告等の情報を元に作成
発生日: OIE報告による発生が確認された日
飼養頭数: FAO統計(2017)による

24

2019年8月20日現在

計(中国) 181か所(156農場、6施設、12村、6車両)(野生いのしし1か所)(22省、5自治区、4直轄市)
(ベトナム) 2617か所(2616村、1施設)(54省、5直轄市)
(モンゴル) 11か所(11農場)(6県)
(カンボジア) 13か所(1農場、12村)(5州)
(香港) 2か所(2施設)※同一のと畜場における発生
(北朝鮮) 1か所(1村)
(ラオス) 18か所(1農場、16村、1施設)(1都、5県)
(ミャンマー) 3か所(1農場、2村)(1州)

家伝法違反による逮捕事例

9月5日時点

	逮捕者	違法持込み日・違反品	告発日	逮捕日	適用される法律	起訴日	判決日
1	ベトナム人1名	<u>6月13日</u> (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)	なし	<u>7月21日</u>	家伝法	—	—
2	日本人2名	<u>①5月17日</u> (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)	<u>5月29日</u> 動検→警察	<u>8月6日</u>	家伝法	—	—
			<u>8月26日</u> 税関→検察	—	関税法 ※		
		<u>②5月31日</u> (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)	<u>8月19日</u> 動検→警察	<u>8月27日</u>	家伝法	—	—
3	タイ人1名	<u>9月3日</u> (羽田空港、ソーセージ1.0kg)	なし	<u>9月3日</u> * 警察への 通報日	家伝法	—	—

○罰則

・家伝法違反：3年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第36条第1号第1項（輸入禁止）違反）

・関税法違反：5年以下の懲役若しくは1,000万円等以下の罰金又は併科（第67条（輸出又は輸入の許可）違反）

※ 関税法の罰則は、税関長の輸入の許可を受けないで貨物を輸入しようとした者に対するもの

※ 家伝法第36条違反と関税法第67条違反の併合罪の場合：懲役は最大7年半、罰金は最大1,100万円

アフリカ豚コレラ対策の強化

1 相手国から持ってこさせない

- 中国国内SNS（Weibo等）ベトナム国内SNSなどに情報配信
- 多言語動画の配信
 - ・ 動物検疫に関する動画をYouTubeで配信
（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語）
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - ・ 日本向けの直行便で機内アナウンスを実施（中国便は全便数のうち約9割）
 - ・ 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
- 広報ポスターの掲示
 - ・ 全国の空港や港に他言語ポスター約900枚掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
 - ・ 日本養豚協会（JPPA）と連携したキャンペーンを実施
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



中国の空港カウンター
（ポスターによる案内）

2 日本に入れさせない

➤ 検疫探知犬の臨時的増頭

- ・ 追加措置し53頭体制に強化（導入手続中）

➤ 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）

- ・ 個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付（4月22日～8月20日の間に513枚を交付）
- ・ 違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応

➤ 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施

- ・ 検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
- ・ 税関と連携した検査を実施

➤ アフリカ豚コレラ発生国からの豚由来畜産物の検査強化

- ・ 携帯品畜産物（生に近くリスクの高い物）421件をPCR検査、63件からASFウイルス遺伝子を検出（うち2件からASFウイルスを分離）（8月2日現在）



検疫探知犬による探知活動

➤ 国際郵便物の検査を強化

- ・ 検疫探知犬の活用を拡大（川崎東郵便局、中部国際郵便局、大阪国際郵便局、新福岡郵便局、那覇中央郵便局）

➤ 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の実施状況の点検を徹底

➤ 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理を指導（全167処理業者）

3 農場に入れさせない

➤ 野生イノシシ対策を見据えたごみ対策の協力依頼

- ・ 環境省及び国交省を通じて、野生動物がいるような公園でのごみ対策の協力依頼を自治体、関係部局等に通知

➤ 食品原料に由来する飼料の加熱について都道府県や生産者団体等を通じて農家に徹底